

平成26年1月31日

河戸光彦会計検査院院長

(福利厚生管理官室共済組合、森担当)

TEL 03-3581-3251

FAX 03-3593-2530

田村厚生労働大臣(保険局保険課、国保課)

FAX 03-3504-1210

福利厚生管理官室共済組合(山口担当) 72-38

FAX 03-3595-2278

町田市保険年金課、中村課長

FAX 050-3101-5154

北海道厚生局池上総務課長、労働局総務課平岡課長補佐

FAX 011-709-2704

FAX 011-709-2714

高橋北海道知事 国保運営グループ松田主幹

FAX 011-232-1037

上田札幌市長 国保企画課加藤課長、平中係長

FAX 011-218-5182

損保各位、公的医療機関医事課、国保部署

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504



@国家公務員共済事業は、第三者行為傷害に於ける医療費仮支払いに付いて、第三者行為の届出も求償もせず、です。裁判官、検事、警察他官僚を含む国家公務員全部が、健康保険医療費詐欺の共犯です

1、過去にも公式に調査結果を伝えていますが、改めて「国家公務員共済健康保険事業では、国家公務員共済組合法第47、48条規定の存在から、裁判官、検事、官僚、国家公務員が知らないと言う、呆れるを通り越した現実により”第三者行為傷害に於ける国家公務員共済健康保険使用に際して、第三者行為の届出も、加害側への立替医療費の求償も、その仕組みから存在せず、当然行わないでいます”」町田市の裁判は、訴えた先の裁判所、裁判官が、第三者行為傷害立替医療費詐欺給付を常態化させている犯罪組織、犯罪当事者と言う前提を考慮していないのですよ。

2、当然、国税、会計検査院他も、この事実は同じです。「健康保険事業で、第三者行為傷害の治療費を仮支払いして、求償もともに、故意に行っていない問題を問う資格をこの国家機関も裁判所、検察庁、警察庁と同じく、備えていません」己の身を律する事も”日本国憲法、法律に無知故不可能な国家権力が、他の健康保険事業、医療機関、被保険者に健康保険への合法請求、合法使用を求めている構図が、冗談にもなっていません”」

3、今回改めて「北海道厚生局林一成社会保険審査官、鎌田利則医療課課長補佐他に対して”国家公務員共済組合法第47，48条を知っているか、第三者行為傷害治療費仮支払いを診療録偽造、診療報酬明細書を偽造させ、給付しっ放しを強制して行わせ、通している当事者責任を自覚しているか、未だに国家公務員共済健康保険事業は、第三者行為の届出、求償業務を行う仕組みから無いだろう”等質問を、野村不動産ビル二階事務所で問いました」

4、彼らの答えの要約です。

；国家公務員共済組合法第47，48条規定等知らない、自分達には関係ない、山本の関係した法律で、国家公務員には関係無い法律だ。

；第三者行為傷害の治療の場合で、健康保険を使ったなら、仮医療費支払いで、第三者行為の届出をして、加害側に求償しなければならないって？この場合、給付しっ放しとして通っている、国家公務員共済健康保険事業等の実例は、診療録、診療報酬明細書を一般傷病と偽造して成功させているって？医師法、医療法、健康保険法等違反だって？何を言っているのか、一切意味から不明だ？説明しろ、分かるように。

；第三者行為傷害の治療で、国家公務員共済健康保険を使った場合、第三者行為の届出を行い加害側に求償する手続き等、一切無い、意味も分からない、何を言っているか、一切分からない、国家公務員共済組合法など、我々国家公務員には無関係な法律だ、そうした法律を守る責任も、答える責任も、資格も我々厚生労働省の役人には一切無い、この部署のトップも含めて、一切そんな法律は、遵守から一切関係無い。

5、厚生局、労働局総務課、共済担当課長、課長補佐の答えは「国家公務員共済組合法第47，48条から知りません、第三者行為の届出も、求償手続きも、一切存在していません、その法律から知りませんので」

6、厚生労働省、会計検査院福利厚生管理官室共済部署も、同じ答えです「以前、

最高裁、高裁、検察庁、法務、内閣府、財務他福利厚生管理官室の調査も行き、同じ答えを得ています」

7、国家公務員共済組合法は、財務省給与課の一般職の一人とサブの一人だけが、形だけ扱っています。この人達も、国家公務員共済組合法第47、48条から知りませんでした。「当然、第三者行為届出、求償業務など、制度から無しと答えています」知らない法律だから、そうした手続きが無いのは当然です、と答えています」裁判所、検察庁福利厚生部署も同じ答えを出しています」

8、厚生労働省は「他の健康保険事業は、第三者の届出件数と、求償実績を国民に情報開示していますが、国家公務員共済健康保険事業の場合は、国家公務員の守秘情報故、国民にそんな情報は、一切開示する必要から無い、国税が入った事業だが、国税の使用の可否から、国民になぞ開示する必要は無い、国家公務員の重要情報だからだ」と嘯いていました。

9、私は、オウムによる地下鉄サリン事件で、被害者の大半が国家公務員だが、公務災害の適用をせず、サリン中毒被害者で国家公務員組合法第75条3項適用被害者を分限処分とし、放り出して国保に治療費の付けを回した事実から、知悉していました。この事実は、総務省に伝えて確認済みです「総務省は”公務災害、第三者行為傷害による公務災害と言う規定自体から知らなかったので、公務災害の適用をしませんでした、省庁統合で、資料が散逸したので、もうどうにもなりません”と認めています」

10、国税、会計検査院、裁判官、検事、厚生労働省役人が、ここまで無知蒙昧で、こうした国策犯罪を実行し指揮している国家権力だから「診療録偽造、診療報酬明細書強制偽造、健康保険医療費詐欺制度を作り、常時成功させ、合法犯罪と判決を下して通せているのです」

この惨状を見れば、この犯罪制度の処理が不可能と、正しく分かるでしょう「国民も含めて、この記載事実を、先ず調べるべきです」

厚生労働省
北海道厚生局 医療課



平成 26 年 / 月 30 日

厚生労働省 北海道厚生局

課長補佐 鎌田 利則

社会保険審査官

林 一成

〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目15番1
野村不動産札幌ビル2階
Tel:011-796-5105
Fax:011-796-5133

〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目15-1
野村不動産札幌ビル2階
電話 (011)796-5158 (直通)

厚生労働省
北海道厚生局 総務課長

池上 和孝

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号
札幌第一合同庁舎9階
TEL 011(789)2311 内線3016
FAX 011(789)2704
E-mail:kegami-sazunaka@mlhw.go.jp



北海道労働局
総務部 総務課
総務課長補佐

平岡 俊裕

〒060-0807 札幌市北区北8条西2丁目1番1号
札幌第一合同庁舎9階
電話 (011)789-2311 内線3016
FAX (011)789-2704

平成26年1月19日

会計検査院

河戸光彦院長

本田担当

〒100-8941 東京都霞ヶ関3丁目-2-2

TEL 03-3581-3251

FAX 03-3593-2530

田村厚生労働大臣 保険局保険課、国保課

FAX 03-3504-1210

高橋知事 国保審査会、運営グループ

FAX 011-232-1037

町田市国保年金課、中村課長

FAX 050-3101-5154

損保各位

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

栃木県那須塩原市鍋掛1087-817

石川博

TEL, FAX 0287-64-1322

@犯罪によって得た利得は、刑法第19条規定を軸とし被害者に返還する、ないし、国が没収しなければなりません。現実には、法曹三者、行政が、犯罪を制度化したとして犯罪利得を得続けています” 国税も共犯で、です” 国税支出の適法化以前の大問題です

1、人身交通事故、労災適用事故、学校側責任死傷の場合「診療録を、法律的には、出だしから第三者行為傷害診療録作成し、治療を行わねばなりません。

しかし、交通事故なら司法でっち上げ犯罪診断基準、労災なら労災診断基準を持って、学校側責任受傷なら治療の始めから” 第三者行為傷害診療録を一般傷病と偽造作成し、被害者が被保険者となっている健康保険に、ないし、生活保護事業に医療費請求するとしなければ、賠償詐欺、ないし、合法的な賠償請求を行ったかどでの恐喝罪適用” により犯罪者に落とされる、これが絶対の、犯罪制度とされています」

法曹三者、行政機関、警察、マスコミぐるみで、常時成功させている国策犯罪です。

「昨年12月20日発生の、山本が受けた交通事故受傷治療でも、正しく、事

故後101日目以降の同治療診療録も一般傷病へと偽造し国保治療に切り替える、としてあります。こうしなければ自動車保険詐欺、恐喝罪に落とされますので」

2、この犯罪各種は「交通事故、労災事故なら」先ずは、裁判記録を調べて、司法犯罪診断以後、交通事故、労災適用事故が一般傷病へと正しく偽造切り替えられ、被害者が被保険者となっている健康保険、ないし、仕事に従事出来ない後遺症残存の場合は、生活保護事業が、以後の医療費支払いを行っている事実が正しく立証出来ます”

交通事故は、自動車事故対策機構も調べれば良いです、交通事故により、植物状態となった患者を、事故後一年程度で、一般傷病診療録に偽造切り替えさせて、各種公的扶助制度から、一人当たり毎年、治療費等で二億円程詐取し続けている事実が証明されています。犯罪による、加害側賠償債務抹消、税金詐欺です」

労災の場合は、厚生労働省に確認すれば簡単に自白します。当会でも、労災潰し事件、労災受傷を一般傷病と、一定期間で偽造切り替えさせ、青森、八戸市国保事業に、医療費7割を詐欺肩代わりさせに走った事案を、労働基準監督署、主治医、両市役所国保部署に伝え、潰していますので。

3、学校側責任受傷は「全案件、一般傷病と偽造される仕組みです” 町田市でも同様です” スポーツ振興センターに、学校側責任受傷による保険金支払い証拠が揃っています” 同じ治療で、同じ被保険者の健康保険医療費支払い診療報酬明細書は、一般傷病と偽造されています” 両方を付き合わせれば、診療録偽造、健康保険医療費詐欺が、一目瞭然ですよ」

4、この国家権力がでっち上げ、日本中これしか通させない犯罪制度も「国税ぐるみの犯罪です” 国税徴収機関が、国税詐欺使用を積極支援しているのです” そして、交通事故、労災適用事故受傷、学校側責任事故受傷をこうして消す事で、加害側が負っている賠償債務を抹殺し犯罪利得を得させています”

まして、付回し先が、被害者と国税も使った事業です。犯罪によって利を得させ、刑法19条からの適用を、法曹権力と共に潰しているのです”

この犯罪の結果、犯罪利得への徴税、犯罪を行ったかどでの罰金徴収無し、国税他税金の詐欺支出被害が、莫大に発生し続けています。

5、別紙説明を、次に致します「法曹三者、警察、国、地方自治体、国税ぐるみで凶行されている預金、保険積立金窃盗の実態証明です」

6、この国では、国家権力が、憲法第29条、刑法、商法、銀行法、信用組合法、保険業法等を蹂躪し「弁護士、裁判官、裁判所、国税、都道府県、市町村徴税部

署が仕切り、国民が預けた預金、保険積立金を有印私文書偽造、行使、窃盗を、金融機関、保険事業者に行わせ盗み捲くっています”上記法律規定により、刑法第19条規定から、正しく、裁判を経て適用させられなければ、他者が預けた預金、保険積立金は、国家権力でも、有印私文書偽造、行使による以外盗めませんので”」

7、弁護士（検事、警察公認）裁判官、裁判所による、預金窃盗は「弁護士が仕切る場合は、別紙のように、預金を盗む相手が預金していそうな金融機関を、適当に選び、窃盗相手に秘匿して裁判官と共謀し差し押さえ申し立て、差し押さえ決定とし各金融機関に、この、差し押さえ決定通知文書をファックスで送り、金があった金融機関から連絡を受けたら、金融機関職員に有印私文書偽造、行使、窃盗を盗む金額分行わせ、振込み料を引いて弁護士に送金させる手口です。

”個人がこの司法預金窃盗を行う場合は、別紙裁判所による差し押さえ手続き、差し押さえる金融機関を相手方が預金している証拠を添えて指定し、差し押さえが決まれば、相手方、指定金融機関、差し押さえ当事者に特別送達で差し押さえ決定文書を送り、全員に到達確認後、一週間を経てしか差し押さえを認めず、有印私文書偽造、行使による窃盗も認めません”」

8、もう一例の証拠は「司法遺産強盗制度被害を受けた石川博の事案の、預金窃盗の詳細な証拠も添えての解説文書一部です”国税は、犯罪だが、犯罪を成功させれば、犯罪利得は、犯罪者に財産所有権が移動し無税処理だとしている。刑法第19条の適用も絶対しない、犯罪利得への課税も、刑法犯罪で処断し、罰金徴収等も逃れさせている”と答えています」

9、他の文書の解説として「行政が、この犯罪を行う場合は、国税徴収法規定に有印私文書偽造、行使により、他者の預金、保険積立金窃盗を行えると言う規定は無いですから”預金で言うと定期、定額預金は、単純に有印私文書偽造、行使により盗めず、利息計算問題、銀行法等の適用による、契約者被害が立証されるので、満期までこの犯罪を行えない”としています。筑西市の実例がそれです。宝塚市の場合は、普通預金窃盗だったようです”

行政の預金泥棒の場合は、国税による同種犯罪に習い、預金全額を盗み、他の税の徴収、国保、市民税等滞納が有れば、その分も盗み、残金が出れば、何時か返すかもしれない扱いなので、このような、宝塚市役所の悪行に怒った預金窃盗被害者は、市役所放火に走ったのです」

10、保険積立金を、同じ犯罪により盗む場合「明治安田生命のみ、この有印私文書偽造、行使、窃盗犯罪に依りていません”犯罪そのものの行為を国家権力から要請されても、受けられないから、契約者の氏名、押印を偽造し、積立金窃盗

を行うのは犯罪そのものですから、と答えています” どうしようも無い場合は、契約者に、差し押さえ通告事実から伝えて、本人に処理させる、と答えています。他保険会社、金融機関は、有印私文書偽造、行使、窃盗を重ねています」

1 1、別紙北海道新聞社宛文書は「この、金融預け入れ資金国家権力窃盗の他の実例証拠です” 金融機関職員が顧客の預金を盗んだらしい場合、犯罪証拠を国が命じて抹殺させ証拠無しで容疑者を作り出し、逮捕し続けて、強制自白させ有罪に落としています”」

1 2、さて「国税の正しい使用の前に、これだけの国家権力犯罪実例証拠が揃っている現実を会計検査院は、どうしますか” 税の徴収が、犯罪塗れですし、国税も加担して国税を詐欺支払いさせていますよ”」